

財 関 第 722 号
平成 18 年 6 月 14 日

(各) 税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 竹内 洋

課税価格に含まれる特許権等の対価の取扱事例について

標記のことについて、WCO関税評価技術委員会の採択文書を参考として、別紙のとおり取りまとめたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

(別紙)

課税価格に含まれる特許権等の対価の取扱事例

関税定率法第4条第1項第4号に規定する「輸入貨物に係る」の解釈について

- (事例1) 売買に関する条項を含むライセンス契約に基づき買手が著作権・商標権者である売手に対して支払うロイヤルティ(勧告的意見4.10)
- (事例2) 買手が特許濃縮液を希釈・販売する権利に対し売手(特許権者)に支払うロイヤルティ(勧告的意見4.4)
- (事例3) 買手が売手(商標権者)から化学薬品の主要原料を輸入しているものの、一般的に入手可能である等買手から購入しなければならない事情がない場合における化学薬品に付された商標に支払うロイヤルティ(勧告的意見4.9)
- (事例4) 買手が売手(商標権者)から化粧品の本質原料の一部を輸入しているに過ぎない場合における化粧品に付された商標に支払うロイヤルティ(勧告的意見4.5)
- (事例5) 買手が売手(商標権者)に濃縮液を希釈・販売する権利に対して支払うものであるが、一部に商標を添付しないで販売している場合のロイヤルティ(勧告的意見4.6)

同号に規定する「輸入取引の条件」の解釈について

- (事例6) 買手が売手の要請に応じ特許権者に支払うロイヤルティ(勧告的意見4.1)
- (事例7) 買手が特許権者に支払うものであるが、特許製法実施のための機械の売買契約とは関連のないロイヤルティ(勧告的意見4.3)
- (事例8) 買手が商標権者に支払うものであるが、商標の付された貨物の売買契約とは関連のないロイヤルティ(勧告的意見4.8)
- (事例9) 売手がライセンス契約に基づいて設定された自ら保有する著作使用権を、売買契約に基づき買手に再実施許諾した場合に売手が買手に要求するロイヤルティ(勧告的意見4.7)
- (事例10) 売買契約に基づき売手(特許権についての専用実施権者)が買手に通常実施権を許諾した場合に売手が買手に要求するロイヤルティ(勧告的意見4.12)

同号に規定する「輸入取引の条件」に対する「特殊関係」の影響について

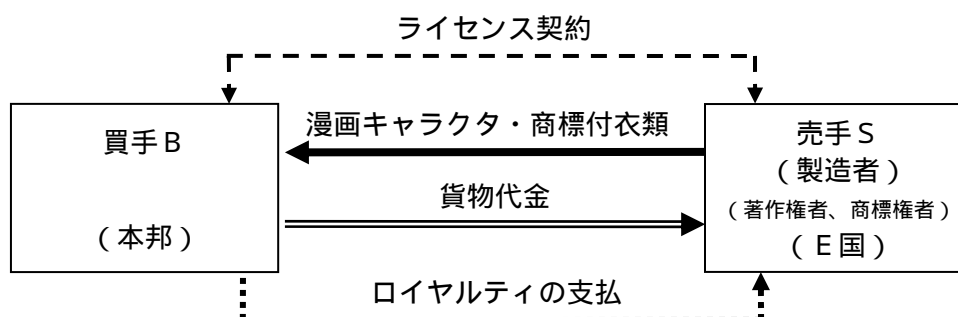
- (事例11) 売手及び買手のいずれもが商標権者の子会社である場合、買手が商標権者に支払っているロイヤルティ(勧告的意見4.11)

(事例 12) 買手が親会社である商標権者に支払うものであるが、商標権の付された貨物の売買契約とは関連のないロイヤルティ (勧告的意見 4.13)

注記

上記事例は、WCO 関税評価技術委員会の採択文書である勧告的意見を参考としているが、内容をより分かりやすいものとするため、一部補足・変更を行っており、事実関係・名称について、採択文書の英文 (原文) と相違する点がある。

(事例1) 売買に関する条項を含むライセンス契約に基づき買手が著作権者・商標権者である売手に対して支払うロイヤルティ



【問】

E 国の製造者 S (売手 S) は、ある漫画キャラクタの著作権者及び漫画キャラクタに関連する商標の商標権者でもある。本邦の卸売業者 B (買手 B) は、売買に関する条項を含むライセンス契約に基づき、売手 S から、著作権の対象となっているキャラクタ及び商標が付された衣類を購入 (輸入) し、貨物代金を支払い、さらに、当該衣類を本邦において販売する権利 (著作使用权及び商標使用权) の対価として、本邦における当該衣類の売上高の一定割合をロイヤルティとして支払うことにもなっている。

当該ロイヤルティの支払額は、当該衣類の関税の課税価格に含まれるか。

【答】

当該ロイヤルティは、著作権の対象となっているキャラクタ及び商標が付された衣類を本邦において販売する権利 (著作使用权及び商標使用权) の対価であり、当該衣類に関連している。

また、売買に関する条項を含むライセンス契約に基づき、当該衣類の貨物代金を支払うことに加え、当該衣類を本邦において販売する権利の対価として、ロイヤルティとして支払っており、当該ロイヤルティは、買手 B が当該衣類を購入するために支払うことを要するものである。

したがって、当該ロイヤルティは、関税定率法第 4 条第 1 項第 4 号に規定する「輸入貨物に係る」ものであり、かつ、「輸入取引の条件」として、買手により支払われるものであることから、当該衣類の関税の課税価格に含まれるものである。

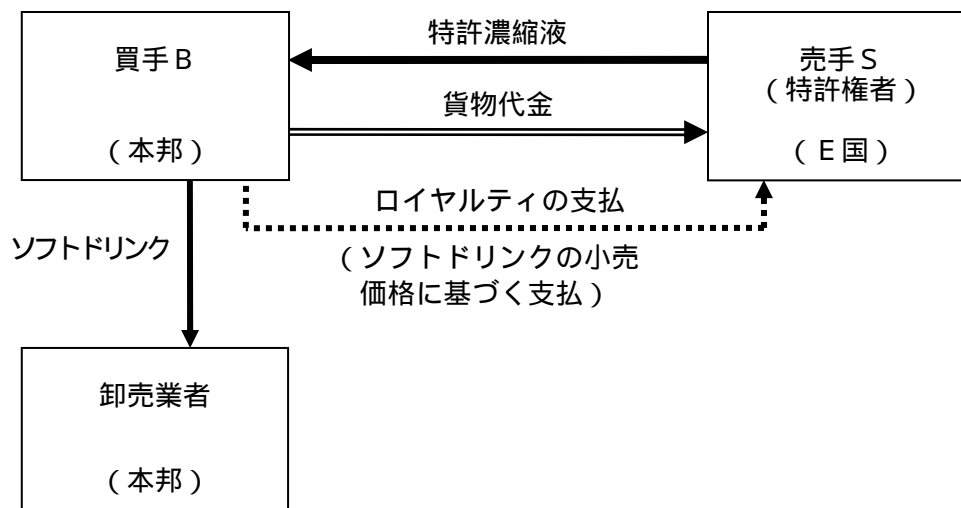
【関係法令通達】

関税定率法第 4 条第 1 項第 4 号、関税定率法施行令第 1 条の 5 第 3 項、関税定率法基本通達 4 - 13

注記

本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合には、この答えの内容と異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。

(事例2) 買手が特許濃縮液を希釈・販売する権利に対し売手(特許権者)に支払うロイヤルティ



【問】

本邦の飲料製造販売業者B(買手B)は、E国の特許権者S(売手S)から特許濃縮液を購入(輸入)し、本邦において、水で希釈し、ソフトドリンクとして、ペットボトルに詰められた後販売している。買手Bは、当該濃縮液の代金を支払うことに加え、輸入取引の条件として、本邦において当該濃縮液を希釈してソフトドリンクとして販売する権利(特許使用权)の対価として、当該ソフトドリンクの小売価格に基づき計算されたロイヤルティを、売手Sに支払うこととなっている。

当該ロイヤルティの支払額は、当該濃縮液の関税の課税価格に含まれるか。

【答】

当該ロイヤルティは、本邦において当該濃縮液を希釈してソフトドリンクとして販売する権利(特許使用权)の対価であり、特許の対象が当該濃縮液であることから、当該濃縮液に関連するものである。

さらに、当該ロイヤルティは、買手Bから売手Sに対し、輸入取引の条件として支払われるものである。

したがって、当該ロイヤルティは、関税定率法第4条第1項第4号に規定する「輸入貨物に係る」ものであり、かつ、「輸入取引の条件」として、買手により支払われるものであることから、当該ロイヤルティの支払額は、当該濃縮液の関税の課税価格に含まれるものである。

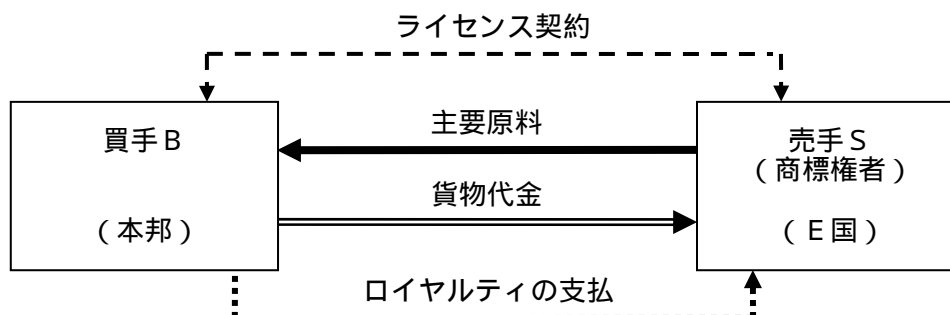
【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項第4号、関税定率法基本通達4-13

注記

本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えの内容と異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。

(事例3) 買手が売手(商標権者)から化学薬品の主要原料を輸入しているものの、一般的に入手可能である等買手から購入しなければならない事情がない場合における化学薬品に付された商標に支払うロイヤルティ



【問】

本邦の化学薬品製造業者B(買手B)とE国の商標権者(売手S)とのライセンス契約に基づき、売手Sは、買手Bに対して本邦においてある化学薬品に商標を付して販売する権利を許諾し、それに基づき、買手Bは当該化学薬品を製造し、商標を付して販売している。なお、買手Bは、当該ライセンス契約に基づき、当該商標使用権の対価として、当該化学薬品の国内売上高の一定率のロイヤルティを売手Sに対して支払うこととされている。

また、当該権利の許諾に関連し、買手Bは当該化学薬品の主要原料を売手Sから購入(輸入)しているが、当該主要原料は、一般的に入手可能で、買手Bに当該輸入原料の購入義務が課される等、買手Bが売手Sから当該輸入原料を購入しなければならない事情はない。

当該ロイヤルティの支払額は、当該主要原料の関税の課税価格に含まれるか。

【答】

当該ロイヤルティは、本邦において当該化学薬品に商標を付して販売する権利(商標使用権)の対価である。当該原料は、当該化学薬品の主要原料であるものの、当該化学薬品とは本質的に相違しており、また、当該主要原料は一般的に入手可能で、買手Bに当該輸入原料の購入義務が課される等、買手Bが売手Sから当該主要原料を購入しなければならない事情はないことから、当該ロイヤルティは、当該主要原料に関連するものではない。

したがって、当該ロイヤルティは、関税定率法第4条第1項第4号に規定する「輸入貨物に係る」ものではないため、当該ロイヤルティの支払額は、当該原料の関税の課税価格に含まれないものである。

なお、当該ロイヤルティは、上述のように、買手Bが売手Sから当該輸入原料を購入しなければならない事情は見受けられず、当該輸入原料を売手Sから購入するか否かには無関係であり、買手Bが当該輸入原料を売手から購入するために支払うことを要するものではないことから、関税定率法第4条第1項第4号に規定する「輸入取引の条件」にも該当しない。

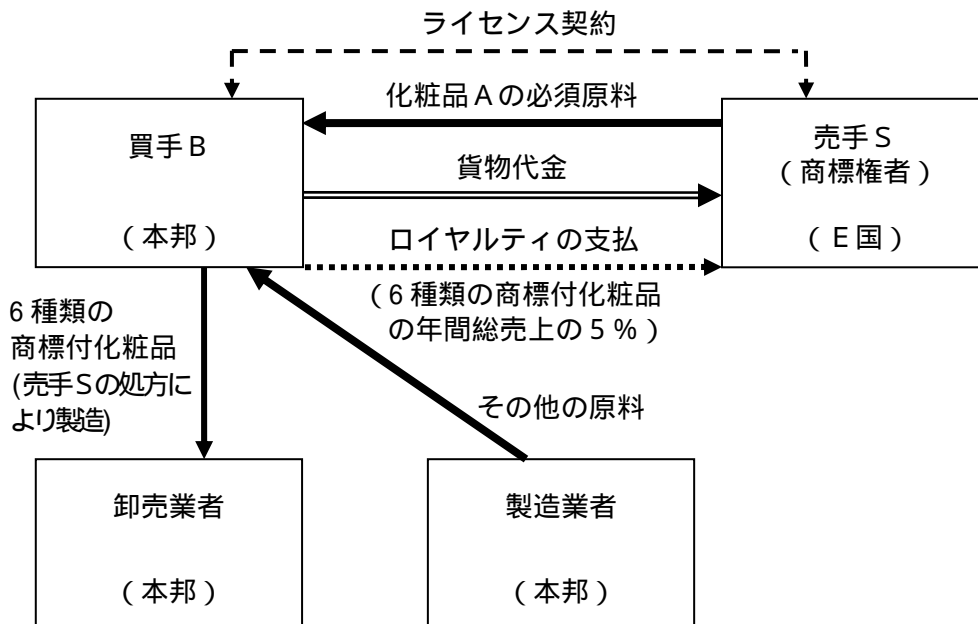
【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項第4号、関税定率法基本通達4-13

注記

本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したのではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えの内容と異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。

(事例4) 買手が売手(商標権者)から化粧品Aの必須原料の一部を輸入しているに過ぎない場合における化粧品に付された商標に支払うロイヤルティ



【問】

本邦の化粧品製造業者B(買手B)は、E国の商標権者S(売手S)とライセンス契約を締結し、本邦で売手Sの商標を使用して6種類の化粧品の製造販売を行っている。このうち、化粧品Aの必須原料は売手Sが製造しており、通常買手Bは、売手Sから購入(輸入)しているが、他の5種類の化粧品は必須原料を含め、本邦において調達している。また、6種類全ての化粧品は売手Sの処方に従って本邦において製造され、買手Bは、当該ライセンス契約に基づき、本邦において当該商標を付した化粧品を販売する権利(商標使用权)の対価として、売手Sにロイヤルティ(当該6種類の化粧品の年間総売上の5%)を支払うこととなっている。

なお、化粧品Aの必須原料は、通常売手Sから購入するものの、他の化粧品の必須原料は本邦において調達しており、買手Bに当該必須原料の購入義務が課されていない。

当該ロイヤルティの支払額は、売手Sから購入する当該必須原料の関税の課税価格に含まれるか。

【答】

当該ロイヤルティは、本邦において当該6種類の化粧品に商標を付して販売する権利(商標使用权)の対価である。当該原料は、化粧品Aの必須原料であるものの、当該化粧品とは本質的に相違しており、また、化粧品Aの必須原料は通常売手Sから購入するものの、他の化粧品の必須原料は本邦において調達しており、買手Bに当該必須原料の購入義務が課されていない状況に鑑みれば、買手Bが売手Sから当該必須原料を購入しなければならない事情は見受けられないことから、当該ロイヤルティは、当該必須原料に関連するものではない。

したがって、当該ロイヤルティは、関税定率法第4条第1項第4号に規定する「輸入貨物に係る」ものではないため、当該ロイヤルティの支払額は、売手Sから購入する当該必須原料の課税価格に含まれないものである。

なお、当該ロイヤルティは、上述したように、売手Sから当該必須原料を購入しなければならない事情は見受けられず、買手Bが当該必須原料を売手Sから購入するために支払

うことを要するものではないことから、関税定率法第4条第1項第4号に規定する「輸入取引の条件」にも該当しない。

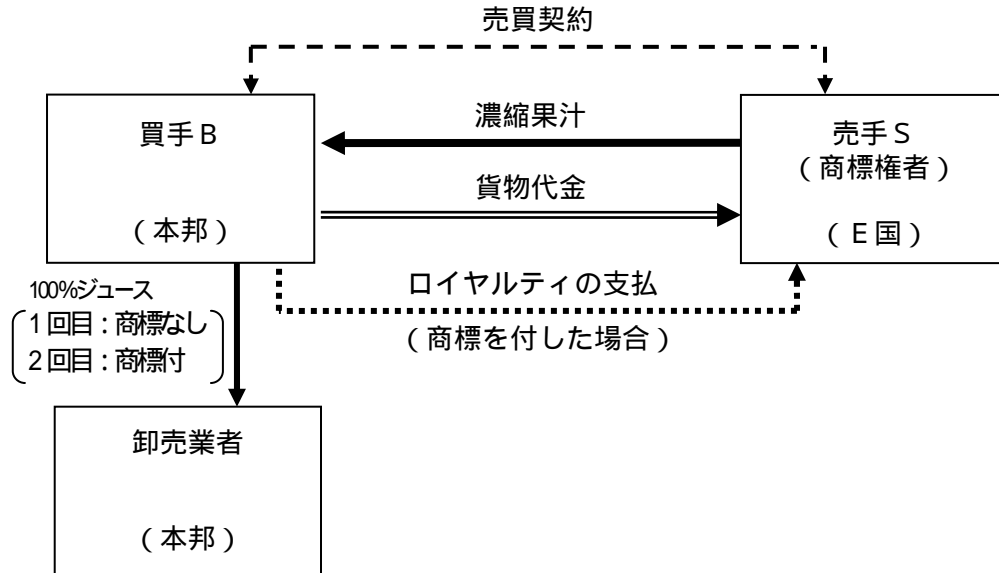
【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項第4号、関税定率法基本通達4 - 13

注記

本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合には、この答えの内容と異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。

(事例5) 買手が売手(商標権者)に濃縮果汁を希釈・販売する権利に対して支払うものであるが、一部に商標を添付しないで販売している場合のロイヤルティ



【問】

本邦の飲料製造販売業者B(買手B)は、ライセンス条項を含む売買契約に基づき、E国の商標権者S(売手S)から、ある濃縮果汁を2回に分けて購入(輸入)する。当該濃縮果汁は、本邦において水で希釈し、100%ジュースとして、紙パックに詰めた後販売されるが、当該売買契約に基づき、買手Bは、売手Sが所有する商標を当該ジュースに付すことも、付さないこともでき、当該商標使用権の対価として、商標を付したジュースの卸売販売数量に基づき計算されたロイヤルティを売手Sに支払うこととなっている。

1回目の購入においては、買手Bは、濃縮果汁を希釈後、当該商標を付さずに販売したことから、ロイヤルティの支払いは発生していない。一方、2回目の購入においては、買手Bは、濃縮果汁を希釈後、当該商標を付して販売したことから、輸入取引の条件として、売手Sにロイヤルティを支払わなければならない。

当該ロイヤルティの支払額は、当該濃縮果汁の関税の課税価格に含まれるか。

【答】

当該ロイヤルティは、商標使用権の対価であり、本邦において当該商標を付して販売されたジュースに関するものである。当該ジュースは当該濃縮果汁を単に水で希釈したものに過ぎず、その本質は変更していないことから、当該ロイヤルティは2回目に購入された濃縮果汁に関連するものである。

また、当該ロイヤルティは、買手Bから売手Sに対し、輸入取引の条件として支払われるものである。

したがって、当該ロイヤルティは、関税定率法第4条第1項第4号に規定する「輸入貨物に係る」ものであり、かつ、「輸入取引の条件」として、買手により支払われるものであることから、当該ロイヤルティの支払額は、2回目に購入された濃縮果汁の関税の課税価格に含まれるものである。

一方、1回目に購入された濃縮果汁は、希釈後、商標を付さずに販売されており、ロイヤルティの支払いは発生していない。したがって、1回目に購入された濃縮果汁に関する限り、当該ロイヤルティは、関税定率法第4条第1項第4号に規定する「輸入貨物に係る」

ものに該当せず、当該ロイヤルティの支払額は1回目に購入された輸入濃縮果汁の関税の課税価格に含まれないものである。

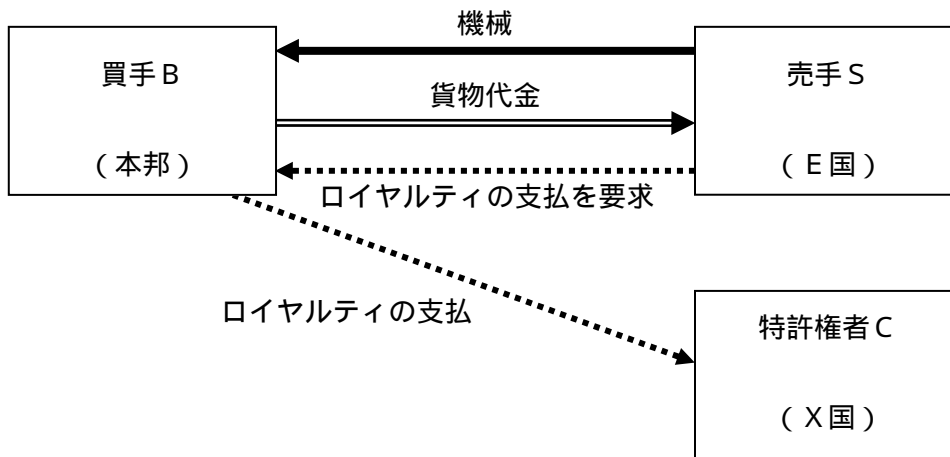
【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項第4号、関税定率法基本通達4 - 13

注記

本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合には、この答えの内容と異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。

(事例6) 買手が売手の要請に応じ特許権者に支払うロイヤルティ



【問】

本邦の卸売業者B（買手B）は、E国の製造業者S（売手S）から、特許製法に基づいて製造された機械を購入（輸入）している。買手Bは、売手Sに当該機械の貨物代金を支払っているが、それに加え、売手Sから、当該特許発明を実施する対価として、ロイヤルティをX国の第三者である特許権者Cに支払うことを要求されている。

当該ロイヤルティの支払額は当該機械の関税の課税価格に含まれるか。

【答】

当該ロイヤルティは特許発明を実施する対価であり、特許製法に基づき製造された機械に関連している。

また、当該ロイヤルティは第三者たる特許権者Cへの支払いであるものの、売手Sが買手Bに対し支払要求していることから、買手Bが当該機械を購入するために支払うことを要するものである。

したがって、当該ロイヤルティは、関税定率法第4条第1項第4号に規定する「輸入貨物に係る」ものであり、かつ、「輸入取引の条件」として、買手により支払われるものであることから、当該ロイヤルティの支払額は、当該機械の関税の課税価格に含まれるものである。

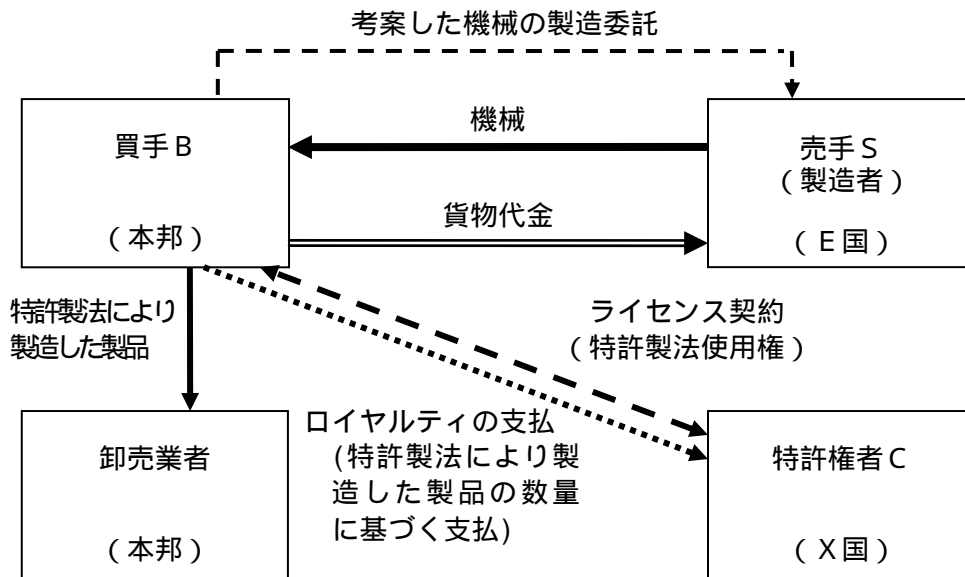
【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項第4号、関税定率法基本通達4 - 13

注記

本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えの内容と異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。

(事例7) 買手が特許権者に支払うものであるが、特許製法実施のための機械の売買契約とは関連のないロイヤルティ



【問】

本邦の製造業者B(買手B)は、X国の特許権者Cとライセンス契約を締結し、本邦におけるある製品の製造に必要な特許製法使用の対価として、特許権者Cにロイヤルティ(ロイヤルティの対価は買手Bが卸売業者に販売したある製品の数量に基づき算定)を支払うこととなっている。

一方、買手Bは、E国の製造者S(売手S)との間で売買契約を締結し、当該特許製法を実施するため本邦において自ら考案した機械を売手Sに製造委託し、当該機械を購入(輸入)している。買手Bは、当該機械を輸入後、本邦における自社工場で当該機械(特許製法)を用いてある製品を製造し、国内の卸売業者に販売している。

なお、特許権者Cは、当該機械の製造・販売に関与しておらず、また、買手Bと売手Sとの売買契約においてもロイヤルティに関する記述はない。

当該ロイヤルティの支払額は、当該機械の関税の課税価格に含まれるか。

【答】

当該機械は特許製法を実施するためのものであり、当該ロイヤルティは、当該特許製法使用の対価であることから、当該機械に関連している。

しかし、当該ロイヤルティは、当該機械の売買契約とは別個独立したライセンス契約に基づき支払われ、特許権者Cは、当該機械の製造・販売に関与していないことから、買手Bが当該機械を売手Sから購入するために支払うことを要するものではない。

したがって、当該ロイヤルティは、関税定率法第4条第1項第4号に規定する「輸入貨物に係る」ものであるが、「輸入取引の条件」として支払われるものではないため、当該ロイヤルティの支払額は、当該機械の課税価格に含まれないものである。

【関係法令通達】

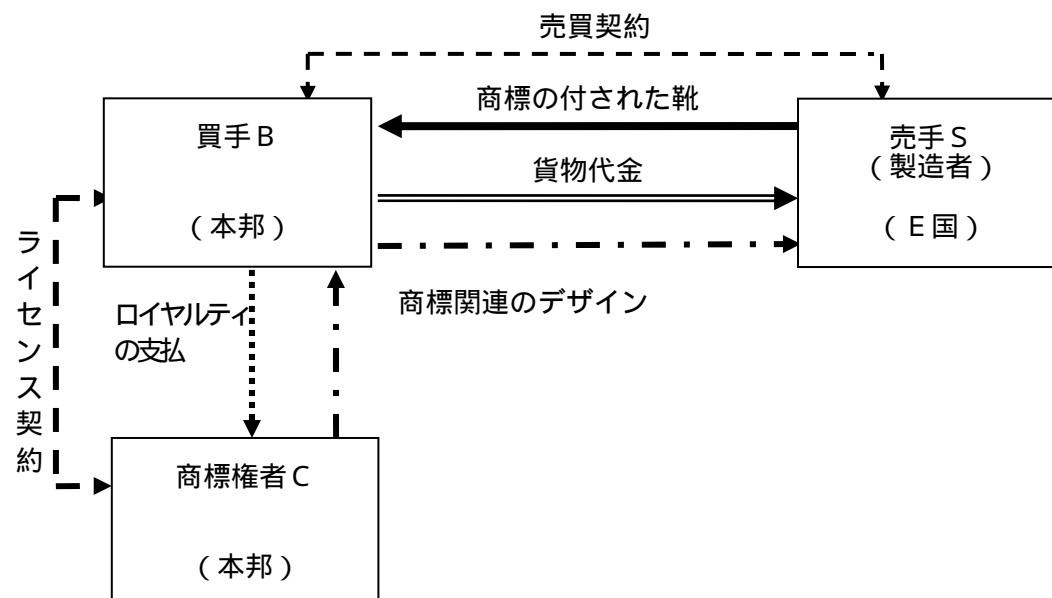
関税定率法第4条第1項第4号、関税定率法基本通達4-13

注記

本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を

表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合には、この答えの内容と異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。

(事例8) 買手が商標権者に支払うものであるが、商標の付された貨物の売買契約とは関連のないロイヤルティ



【問】

本邦の靴卸売業者B(買手B)は、同じく本邦の商標権者Cとライセンス契約を締結し、当該ライセンス契約に基づき、本邦において商標の付された靴を販売する権利(商標使用权)の対価として、一定額のロイヤルティを商標権者Cに支払うこととなっている。

一方、買手Bは、E国の製造者S(売手S)と売買契約を締結し、売手Sが製造した商標の付された靴を購入(輸入)している。商標権者Cが本邦において作成した当該商標に関連するデザインは、ライセンス契約に基づき商標権者Cから買手Bへ提供され、さらに、売買契約に基づき買手Bから売手Sに無償提供され、当該商標の付された靴を製造するために利用されているが、そのデザインとしての価値は低く、その他商標権者Cは当該商標の付された靴の製造・輸入取引に関与していない。また、買手Bと売手Sとの売買契約においてもロイヤルティの支払いに関する記述はない。

当該ロイヤルティの支払額は、当該靴の関税の課税価格に含まれるか。

【答】

当該ロイヤルティは、本邦において商標が付された靴を販売する権利(商標使用权)の対価であり、商標が輸入靴に付されていることから、当該靴に関連するものである。

しかし、当該ロイヤルティは、当該靴の売買契約とは別個独立したライセンス契約に基づき支払われ、商標権者Cは、デザインについて買手を通じ売手に提供しているものの、そのデザインとしての価値は低く、その他当該靴の製造・輸入取引に関与していないことから、買手Bが当該靴を売手Sから購入するために支払うことを要するものではない。

したがって、当該ロイヤルティは、関税定率法第4条第1項第4号に規定する「輸入貨物に係る」ものであるが、「輸入取引の条件」として支払われるものではないため、当該ロイヤルティの支払額は、当該靴の関税の課税価格に含まれないものである。

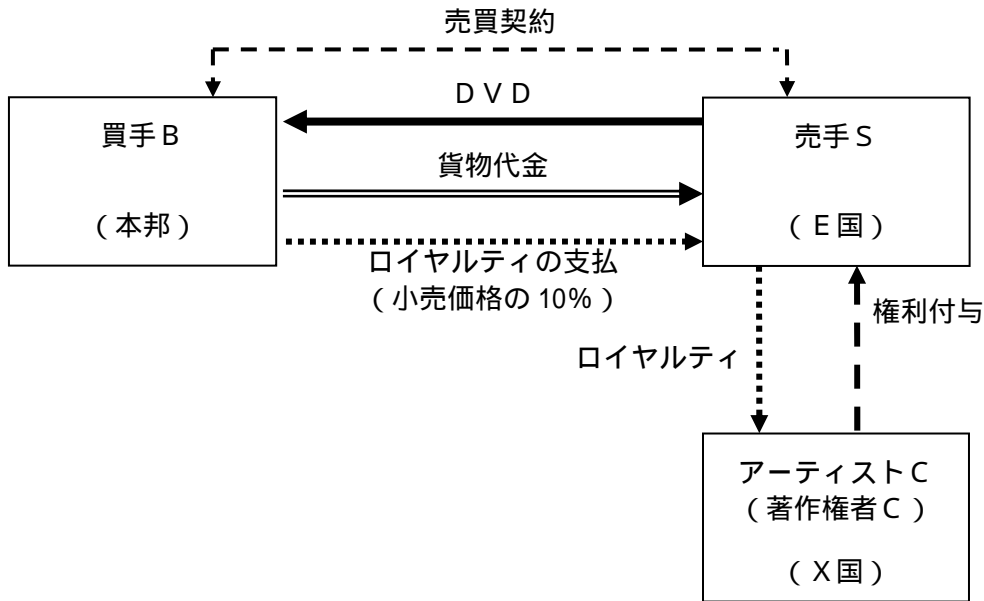
【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項第4号、関税定率法基本通達4-13

注記

本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合には、この答えの内容と異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。

(事例9) 売手がライセンス契約に基づいて設定された自ら保有する著作使用権を、売買契約に基づき買手に再実施許諾した場合に売手が買手に要求するロイヤルティ



【問】

E国のDVD製造販売会社S(売手S)は、ライセンス契約に基づき、著作権者であるX国のアーティストC(著作権者C)の作詞・作曲した音楽に関し、当該音楽を複製し、全世界で販売する権利(著作使用権)を付与されている。また、ロイヤルティについては、著作権者Cの作詞・作曲した音楽が編集されたDVDの各国における小売価格に基づき支払われることとなっている。

一方、本邦の小売業者B(買手B)は、著作権者Cの作詞・作曲した音楽が編集されたDVDを本邦で小売するため、売手Sとの間で売買契約を締結し、購入(輸入)している。買手Bは、当該売買契約に基づき、売手Sに当該DVDの貨物代金を支払い、さらに、当該DVDを本邦において販売することの対価として、買手Bが本邦で販売した当該DVDの小売価格の10%のロイヤルティを売手Sに対し支払っている。

買手Bが売手Sに対して支払う当該ロイヤルティの支払額は、当該DVDの関税の課税価格に含まれるか。

【答】

当該ロイヤルティは、著作権者Cの作詞・作曲した音楽が編集されたDVDを本邦において販売することの対価であり、当該DVDに関連している。

また、当該ロイヤルティは、売買契約に基づき、買手Bが売手Sに対し支払っていることから、買手Bが当該DVDを購入するために支払うことを要するものである。

したがって、当該ロイヤルティは、関税率法第4条第1項第4号に規定する「輸入貨物に係る」ものであり、かつ、「輸入取引の条件」として、買手により支払われるものであることから、当該ロイヤルティの支払額は、当該DVDの関税の課税価格に含まれるものである。

なお、著作権者Cの作詞・作曲した音楽を複製・販売することに関して、売手Sが著作権者Cに対してロイヤルティを支払うこととなっている事実は、当該売買契約とは無関係である。

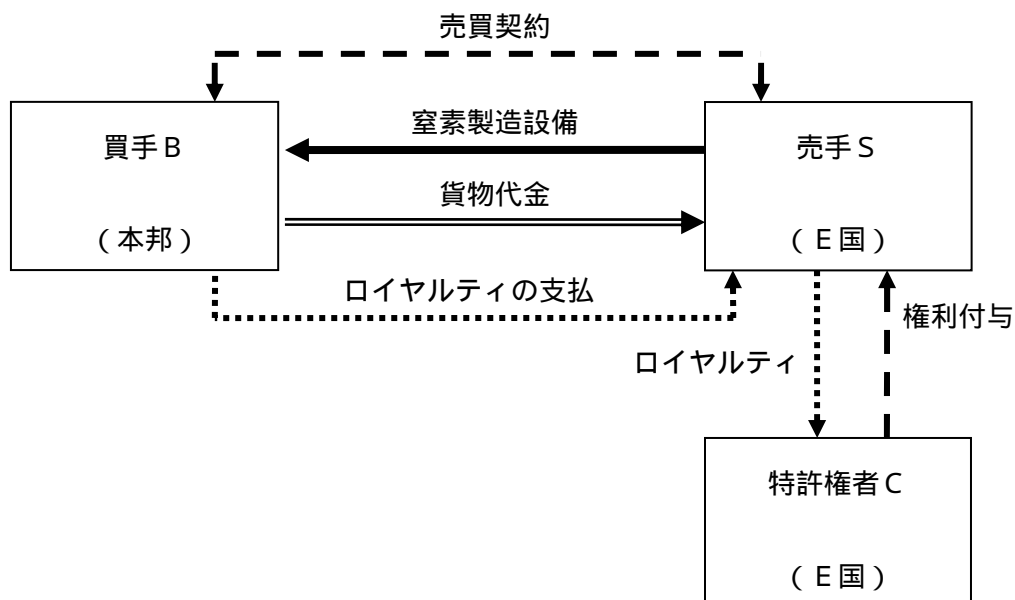
【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項第4号、関税定率法施行令第1条の5第3項、関税定率法基本通達4-13

注記

本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合には、この答えの内容と異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。

(事例 10) 売買契約に基づき売手（特許権についての専用実施権者）が買手に通常実施権を許諾した場合に売手が買手に要求するロイヤルティ



【問】

E 国の設備製造業者 S（売手 S）は、E 国の特許権者 C の所有する窒素製造に関する特許製法に関し、全世界で使用する権利（専用実施権）を付与され、売手 S は特許権者 C にロイヤルティを支払っている。

一方、本邦の肥料製造業者 B（買手 B）は、売手 S との間で売買契約を締結し、本邦の肥料プラントに組み込む窒素製造設備を購入（輸入）している。買手 B は、当該売買契約に基づき、売手 S に当該窒素製造設備の貨物代金を支払い、さらに、当該窒素製造設備には当該窒素製造に関する特許製法を利用する装置が組み込まれていることから、買手 B は特許製法に係る通常実施権の対価として、ロイヤルティを売手 S に対して支払っている。

当該ロイヤルティの支払額は、当該窒素製造設備の関税の課税価格に含まれるか。

【答】

当該ロイヤルティは、特許製法に係る通常実施権の対価であり、当該特許製法を利用する装置が当該窒素製造設備に組み込まれていることから、当該窒素製造設備に関連するものである。

また、当該ロイヤルティは、売買契約に基づき、買手 B が売手 S に対して支払っていることから、買手 B が当該窒素製造設備を購入するために支払うことを要するものである。

したがって、当該ロイヤルティは、関税定率法第 4 条第 1 項第 4 号に規定する「輸入貨物に係る」ものであり、かつ、「輸入取引の条件」として、買手により支払われるものであることから、当該ロイヤルティの支払額は、当該窒素製造設備の課税価格に含まれるものである。

なお、特許権者 C の所有する窒素製造に関する特許製法に関して、売手 S が特許権者 C に対してロイヤルティを支払うこととなっている事実は、当該売買契約とは無関係である。

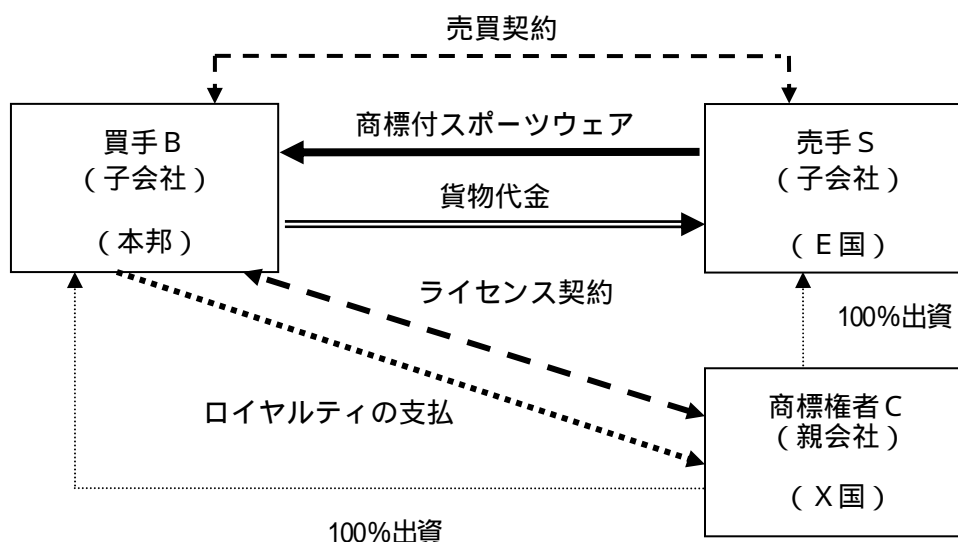
【関係法令通達】

関税定率法第 4 条第 1 項第 4 号、関税定率法基本通達 4 - 1 3

注記

本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合には、この答えの内容と異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。

(事例 11) 売手及び買手のいずれもが商標権者の子会社である場合、買手が商標権者に支払っているロイヤルティ



【問】

本邦のスポーツ用品卸売業者B（買手B）とE国の製造業者S（売手S）はいずれもX国の商標権者Cが100%出資した子会社であるが、買手Bは、売手Sとの間の売買契約に基づき、商標が付されたスポーツウェアを購入（輸入）している。

一方、当該売買契約にはロイヤルティ関連規定はないが、買手Bは、親会社である商標権者Cとの間の口頭契約により、売手Sから購入するスポーツウェアに付されている商標使用権の対価として、商標権者Cに対してロイヤルティを支払うこととなっていることが確認されている。

当該ロイヤルティの支払額は、当該スポーツウェアの関税の課税価格に含まれるか。

【答】

当該ロイヤルティは商標使用権の対価であり、当該スポーツウェアには商標が付されることから、当該ロイヤルティの支払いは当該スポーツウェアに関連している。

また、売買契約はロイヤルティの支払いに関する明確な条項を含まないが、買手B及び売手Sはいずれも商標権者Cが100%出資した子会社であり、商標権者Cは当該売買契約に深く関与できる事実（商標権者Cに対してロイヤルティの支払いなくして、当該スポーツウェアを売手Sから購入できない状態）に鑑みるに、買手Bは当該スポーツウェア購入に際して、実質上、商標権者Cへのロイヤルティの支払いを義務付けられているものと考えられる。

したがって、当該ロイヤルティの支払額は、関税率法第4条第1項第4号に規定する「輸入貨物に係る」ものであり、かつ、「輸入取引の条件」として、買手により支払われるものであることから、当該ロイヤルティの支払額は、当該スポーツウェアの関税の課税価格に含まれるものである。

なお、買手Bと商標権者Cとの間に契約書がないからといって、口頭のライセンス契約が真実の契約関係を示し、当該口頭契約により実際にロイヤルティが支払われている事実が確認できる以上、ロイヤルティの支払義務が存在しなくなるものではない。

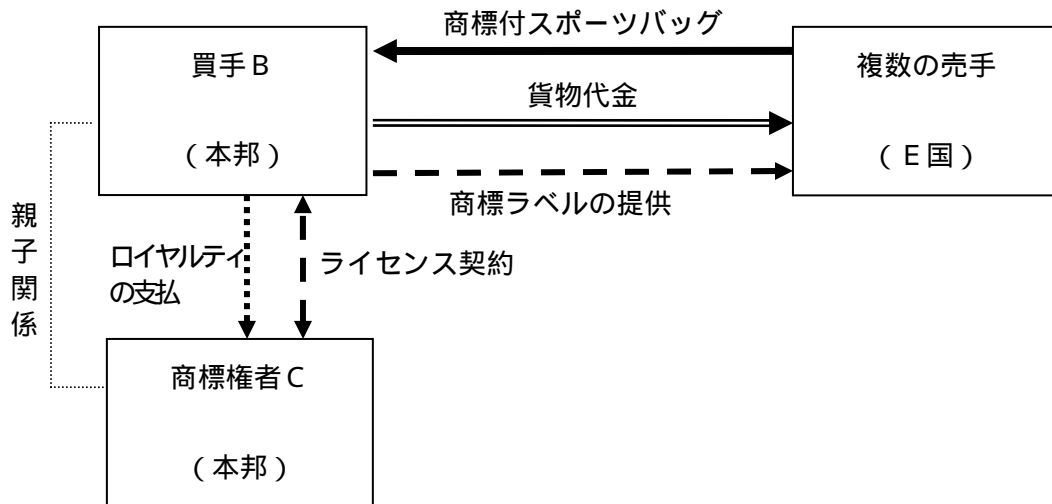
【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項第4号、関税定率法基本通達4 - 13

注記

本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合には、この答えの内容と異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。

(事例 12) 買手が親会社である商標権者に支払うものであるが、商標の付された貨物の売買契約とは関連のないロイヤルティ



【問】

本邦のスポーツ用品卸売業者B(買手B)は、同じく本邦の商標権者Cの子会社であり、商標権者Cとの間のライセンス契約に基づき、買手Bは商標権者Cに対して商標使用権の対価としてロイヤルティを支払い、商標権者Cは買手Bに対して当該使用権を許諾している。なお、当該商標は商標権者Cが本邦において考案し、保有するものである。

一方、買手Bは、E国の独立した第三者である複数の売手との売買契約を締結し、スポーツバッグを購入(輸入)しているが、当該売買契約に基づき、買手Bは自らが作成した商標ラベルを当該売手に対して無償で提供し、輸入前にスポーツバッグへ当該商標ラベルを貼付させている。なお、商標権者Cは、当該スポーツバッグの製造及び輸入取引に関与していない。

当該ロイヤルティの支払額は、当該スポーツバッグの関税の課税価格に含まれるか。

【答】

当該ロイヤルティは商標使用権の対価であり、当該輸入スポーツバッグには商標が付されていることから、当該ロイヤルティの支払いは、当該輸入スポーツバッグに関連している。

買手Bと商標権者Cは親子関係にあるものの、当該ロイヤルティは、当該スポーツバッグの売買契約とは別個のライセンス契約により支払われ、かつ、商標権者Cは、当該スポーツバッグの製造及び輸入取引に関与していないことから、買手Bが売手Sに対して当該貨物を購入するために支払うことを要するものではない。

したがって、当該ロイヤルティは、関税定率法第4条1項4号に規定する「輸入貨物に係るもの」であるが、「輸入取引の条件」として支払われるものではないことから、当該ロイヤルティの支払額は、当該スポーツバッグの関税の課税価格に含まれないものである。

なお、買手Bが自ら作成し、売手に無償提供する商標ラベルについては、売手が当該スポーツバッグを輸出する前に製造工程の一環として添付するものであり、関税定率法第4条第1項第3号に規定する「輸入貨物の生産及び輸入取引に関連して、買手による無償で...提供された物品」のうち、同号イに規定する「輸入貨物に組み込まれる材料、部分品又はこれらに類するもの」に該当するものである。

【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項第4号、関税定率法基本通達4 - 13

関税定率法第4条第1項第3号イ、関税定率法基本通達4 - 12

注記

本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合には、この答えの内容と異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。